



☆ 障害基礎年金説明会より ～備忘録、注意点など～ ☆

12月4日に開催した説明会で確認されたことについてポイントとなることをお伝えします。
閉会后、複数名の方が、卒業生の保護者から得た情報・アドバイス等について、熱心に確認していました。
「この書類は大変すぎる…小さいときからの記録が大事!!」と言っていましたので、そのことも含めてお知らせします。

・令和6年度の年額：1級・1020,000円（月額85,000円）

2級・816,000円（月額68,000円）

物価変動等を鑑みて、金額は毎年改定されています。

※医師の診断書等の書類審査により受給可否及び障害の程度（1・2級）が判定される。身体障害者手帳や

療育手帳等の取得者が、障害年金の対象になるとは限らない。また、2級の判定を受け受給していた方が、途中で症状が重くなった場合、相談の上、必要な手続きをすれば、1級に変更になる場合がある。

・20歳の誕生日の3カ月程度前に、年金事務所もしくは市役所（町役場）年金課で、まず相談するとよい。

・年金事務所は予約制。電話予約だけでなく、インターネット予約も可能となった。役所の年金課では、今のところ事前予約不要

・例えば、桐生年金事務所は桐生市・みどり市地域を主な対象としているが、これ以外でも問題ない。足利市在住者からの相談も多い。要するに、『最寄りの、通いやすい年金事務所』に行くのがよい。

・初回相談で手続きの説明を受け書類をもらう。書類は「年金請求書」「病歴・就労状況等申立書」等がある。※「病歴・就労状況等申立書」は、A3判【添付シート】をご覧ください。

・20歳の前後3カ月以内の受診が必要。主治医等に「受診状況等証明書」を作成してもらう。

※作成料金は自己負担。一万円弱～一万五千元程度かかり、医療機関によって異なる。

・障害基礎年金の請求書等は、20歳の誕生日前日から提出できる。

・相談・手続きに要する回数は、早くても2～3回、多いと4～5回はかかる。さらに、書類提出後から実際の支給決定まで、審査に3～5カ月かかるので、早めに準備するとよい。

・年金振込口座は、本人名義に限る。保護者名義ではない。ネットバンクも可能な所が多い。

・マイナンバーの記入により、戸籍謄本・住民票等は添付不要となっている。

・1～5年に1回（その人によって異なる）、誕生月に診断書の提出を求められる。

